

## 成績分布共有システムにおけるデータの取扱い等に関する申合せ

平成 22 年 10 月 27 日

平成 22 年度第 6 回教学委員会 承認

### (趣旨)

第 1 条 この申合せは、本学大学教育センターが管理する成績分布共有システム（以下「システム」という。）におけるデータの取扱い等に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第 2 条 この申合せにおいて「データ」とは、システムにより集計又は表示された成績分布データ（印刷により出力された情報を含む。）をいう。

### (利用目的)

第 3 条 データは、組織的な教育改善活動又は教員個人の授業改善のために利用するものとする。

### (集計対象)

第 4 条 システムは、教務情報システムにおいて管理されるすべての授業科目の成績を集計の対象とする。ただし、履修登録者が 5 人以下である授業科目のデータは公開しない。

### (データの公開範囲)

第 5 条 データの閲覧ができる者は、本学教職員（非常勤講師を含む。）に限り、本学学生及び学外者には公開しない。

2 データの閲覧を行う者は、当該データを本学学生又は学外者の閲覧に供してはならない。また、漏えいの防止その他の当該データの適切な管理に努めなければならない。

### (システムへのアクセス制限)

第 6 条 学外からのシステムへのアクセスは許可しない。

### (データの二次利用)

第 7 条 教職員は、第 3 条に規定する利用目的の範囲内で、本学教職員のみを対象とする研修資料又はこれに類する資料等にデータを引用することができる。ただし、使用後は当該資料を回収する等、本学学生及び学外者の目に触れることのないよう、適切な措置を講じなければならない。

2 教職員は、第 3 条に規定する利用目的の範囲内で、論文又は研究報告等にデータを引用することができる。ただし、授業担当教員の承諾がある場合又は授業担当教員本人が引用する場合を除き、当該データに係る授業担当教員名が特定又は推察されるおそれのある情報を表示してはならない。

### (雑則)

第 8 条 この申合せに定めるもののほか、データの取扱い等に関し必要な事項は、教学委員会の議を経て、大学教育センター長が定める。

### 附 則

この申合せは、平成 22 年 10 月 27 日から施行する。